



6・25 NO, 3

「学校保健法等の一部を改正する法律」が成立！

学校薬剤師活動の基本となる「学校保健法等の一部を改正する法律」が、本年1月に出版された中央教育審議会答申の提言を受け上程され、第169回国会において本年6月11日に一部修正及び付帯決議つきで成立し、同月18日に公布された。今後の学校薬剤師活動に大きな影響を与える内容となった。改正法案の全文及び付帯決議は支部長より配布予定である。この紙面では、関係する主な改正点のみ記すこととする。

- 1、「学校保健法」から「学校保健安全法」へ名称変更がなされた。学校の安全管理について、多くの内容が盛り込まれた。
- 2、**第1条【目的】**『学校における児童生徒及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒の安全の確保が図られるよう学校における学校における安全管理に関し、必要な事項を定め、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。』となった。児童生徒、職員の健康の保持増進のため、安全な学習環境と児童生徒の安全の確保を求めたことが改正前とは大きく変わった点である。
- 3、**第3条【国及び地方公共団体の責務】**この中で、連携をとること、保健及び安全の取り組みが効果的に実施されるように、財政上の措置その他の所要の措置を取るようにすること。3-2では学校安全の取り組みを効果的に推進するよう計画、策定その他の措置を求めた。この条項により、国及び地方公共団体は学校保健及び安全についての責務を負うことが明確になったといえる。

学校保健関連

- 4、第4条【学校保健に関する学校の設置者の義務】『児童生徒及び職員の心身の健康保持増進のため、学校の施設及び設備、管理運営体制の整備充実ほか必要な措置を講ずる。』とし、学校の設置者の義務も明確になった。
- 5、第5条【学校保健計画の策定等】学校においては、（一部省略）学校保健計画に関する事項について計画策定し実施しなければならない。
- 6、第6条【学校環境衛生基準】『文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、児童生徒及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。6-2：学校の設置者は、基準に照らし、適切な環境維持に努めなければならない。6-3：校長は、基準に照らし、適正を欠く事項があれば、遅滞なくその改善のため、必要な措置を講じ出来なければ、設置者にその旨を申し出る。』となって、現行では、ガイドラインである「学校環境の基準」の法的な位置づけの明確化を図った内容となった。

これらの内容を見てわかるように、子どもたちの学校での安全安心をはかり、学習環境の維持管理に関して、はじめて、国や地方公共団体、学校の設置者及び、学校長の責務及び義務を明確化したものとなった。この法律によって、環境衛生検査等の100%の実施を目指して、いよいよ動き始めた！と言える。今後、学校からの依頼があれば、要望にしっかり答え環境衛生に関する仕事をしっかりやっただくことが必要となります。 そのほか、地域との連携、養護の先生に関する事項、感染症対策、危険発生事態所要領、ほか盛り込まれた内容となった。付帯決議にも『学校環境生成基準の作成に当たり、子どもにとって、安全で快適な教育環境が確保されるよう、その完全実施に向け万全を期すこと。』と記された。

子どもたちの安全で安心できる学校環境づくりのため、先生方のお力を十分学校に注いでいただきますよう、お願いいたします。